

H 2 7 . 1 2 . 3 1

原 議 長 期 保 存
群 刑 企 第 2 1 号
平 成 2 6 年 1 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

乗り物盗専用の被害届の様式について（通達）

捜査書類作成を合理化し、被害者等の負担を軽減するため、自転車盗及びオートバイ盗専用の被害届の様式を廃止し、乗り物盗に係る被害届を受理するに当たっては、平成26年4月1日から別記様式（乗り物盗専用被害届）を運用するので誤りがないようにされたい。

なお、犯罪事件受理簿等の様式について（平成19年6月7日付け群刑企第237号通達）は、同日をもって廃止する。